

のれんの会計処理をめぐる近年の動向：
償却か非償却か (浅利一郎教授退任記念号)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2016-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石川, 文子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009632

論 説

のれんの会計処理をめぐる近年の動向 —償却か非償却か—

石 川 文 子

はじめに

国際会計基準委員会（IASB）が、2004年に国際財務報告基準第3号「企業結合」（IFRS3）を公表してから十数年が経過した。本基準は、米国財務会計基準第141号「企業結合」（SFAS141）とのコンバージェンスを図る目的のもと公表されたものであり、従来ののれんの償却処理を廃止し減損処理を導入したものであった。

IASBは、2013年7月からIFRS3適用後レビューを開始した。適用後レビューは、IFRS3の適用が財務報告に与えている影響を財務諸表の作成者、投資者及び他の財務諸表利用者、市場規制当局、監査専門家、会計基準設定主体、評価専門家、研究者の観点から評価することを目的としている。2014年にはIFRS3適用後レビュー（Post-Implementation Review, 以下、PIRという）の一貫として「情報要請」（Request for Information, 以下、Rfiという）を公表し、2015年には、それに対して寄せられた意見を取りまとめフィードバック・ステートメントとして公表している。また、IASBが適用後レビューを開始するのとはほぼ平行し、2014年7月には企業会計基準委員会（ASBJ）と欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、イタリアの会計基準設定主体（OIC）は、のれんの会計処理と開示の在り方に関するグローバルな議論に寄与することを目的にディスカッション・ペーパー（Discussion Paper, 以下、DPという）「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示—」（Should Goodwill Still Not Be Amortized?）を公表した。このようにのれんの会計処理をめぐる議論が活発化してきている。

そこで、本論文においては、第一に、IASBによる適用後レビューを取り上げ、のれんの会計処理をめぐりいかなる議論が展開され、どのような問題が浮き彫りとなったのかを追うことにしたい。また、第二に、それと同時並行的にのれんの再導入の提言を行ったASBJ、EFRAG、OICの見解を検討することで、減損モデルの抱える問題点や償却処理の再導入の論拠を検討していくものとする。

I. のれんの減損アプローチの論拠

のれん⁽¹⁾の会計処理をめぐる検討の歴史のなかで、減損のみアプローチ（Impairment-Only approach）を採用したSFAS141及び財務報告基準第142号「無形資産」（SFAS142）、そしてそれに追従する形で公表されたIFRS3をめぐる議論を抜きにすることはできない。これらの基準の公表に至るまで、のれんの会計処理としては長くにわたり償却処理が支持されてきたからである。ここでのれんの償却及び非償却に関する検討を始めるにあたり、のれんの償却処理が否認され、減損のみアプローチが採用された論拠を振り返り、のれんの会計処理について再考していく。

両基準をめぐるのは、それぞれ2007年12月、2008年1月に改訂版が公表されているが、この改訂は、IASBとFASBの共同による企業結合の第2フェーズの設定作業にあたるものであり、のれんの会計処理に関する主要な変更はみられなかった。2007年12月におけるSFAS141の改訂のポイントは、事業（Business）という用語の定義の変更、少数株主持分という名称を非支配持分（NCI）と改めたこと、段階的取得において従来の部分時価評価法を廃止して全面時価評価法を採用したことなどが挙げられる。とりわけ非支配持分に関わる部分を公正価値で評価することに変更したことといわゆる全部のれん法が採用された点は比較的大きな変更となっている。この改訂が公表された直後の2008年1月に、IFRS3も改訂基準を公表している。改訂IFRS3においては、従来のパーチェス法に代えて取得法（acquisition method）という用語を採用している。取得法は、すでに改訂SFAS141において採用されている方法でもあり、用語の変更は、コンバージェンスの一貫とみてとれる。また同様に、非支配持分に関する評価方法においても、改訂SFAS141と同様に全部のれん法を採用している。ただし、改訂IFRS3では、この他にも部分のれん法の選択適用を容認していることから当該処理方法に関しては一部差異が存在している。

このように、SFAS141及びIFRS3の改訂作業は、企業結合の第二フェーズに関するものであったため、この改訂では、のれんの会計処理には特に触れられておらず、償却もしくは減損に関する議論は、SFAS141及びIFRS3の設定の際の議論まで遡ることになる。換言すれば、SFAS141及びIFRS3の公表以降のれんの取扱いに関する変更はなされず現在に至っている。

⁽¹⁾ 本論文においては、のれんとは、取得によって生じた正ののれんを意味する。

表1 のれんに関する会計基準及び関連する会計基準等の変遷

年	国際会計基準	米国会計基準
1970		企業結合会計審議会（APB）が意見書第17号「無形資産」（APB17）を公表。40年以内の償却。
1983	国際会計基準委員会（IASC）がIAS22号「企業結合」（IAS22）を公表。取得したのれんを20年を超えない期間で償却。または、直ちに資本に計上することを許容。	
1993	改訂IAS22（1回目）	
1998	改訂IAS22（2回目）	
1999		APB17公開草案（ED）を公表。のれんの償却年数を40年から20年に短縮することを提案。
2001		米国財務会計基準第141号（SFAS141）「企業結合」、第142号「無形資産」（SFAS142）を公表。 のれんの非償却、減損処理を採用（30年続いてきた規則的償却はプーリング法とともに禁止）。
2002	米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）がコンバージェンスプロジェクトを始動（ノーワーク合意）。	
2004	IASBが国際財務報告基準第3号（IFRS3）「企業結合」及び改訂IAS36「資産の減損」を公表。 プーリング法の禁止、のれんの20年以内償却の廃止。 FASBの規定内容と概ね合致させる形となった。	
2007		12月 改訂SFAS141「企業結合」公表（改訂SFAF141）。
2008	1月 改訂IFRS3「企業結合」公表（改訂IFRS3）。 改訂IAS27「連結及び個別財務諸表」公表。 改訂IAS36「資産の減損」公表。	
2013		FASBの母体である米国財務会計財団（FAF）は、改訂SFAS141の適用後レビュー（PIR）を完了。 FAFに非公開会社協議会（PPC）を設置。 非公開会社の会計処理草案を公表。 公開企業に対するのれんの会計処理をアジェンダ追加。
2014	1月 IFRS3適用後レビュー（PIR）「情報要請」（RFI）（Request for Information）の公表。	PPCに関する会計基準更新書（ASU）の公表。 非公開会社にのれんの10年以内償却を代替的に容認。
2015	6月 IFRS3適用後レビュー（PIR）の完了。「情報要請」に対するフィードバックを公表。	

IASBは、SFAS141とのコンバージェンスを目的として国際会計基準第22号「企業結合」(IAS22)の改訂を進めていたわけであるが、のれんの事後的な処理に関しては、当初、次の3つの処理を検討していた。すなわち、①定額法で償却し、のれんが減損している可能性を示す兆候があるときはいつでも減損テストを行う方法、②非償却とし、減損テストを毎年行い、のれんの減損が生じている可能性を示す事象が存在する場合には減損テストを実施する方法、③上記①と②の方法の選択、である(IAS36, BC131B)。

③の選択適用に関しては、比較可能性と信頼性の両方を低下させると考えたために却下された(IAS36, BC131C)。協議関係者らは、①と②のうち、①を愛好していた。その理由として、第一に、取得したのれんは消費され、自己創設のれんに置き換わる資産であるためである。よって、償却は取得したのれんが純損益に認識されること及び自己創設のれんにより補完(offset)されないことを確保するために妥当であることを挙げていた。第二に、のれんの償却は、耐用年数が確定できない他の無形資産及び有形資産について採用しているアプローチと整合的であることであった。実際に企業は、有形固定資産の項目の耐用年数を決定し、当該資産をその耐用年数にわたり定期的に減価償却することが要求されている。よって、取得したのれんを異なる方法で処理することは概念的な理由がないことに依拠する。第三に、規則的な償却は、のれんの事後の処理に対する実務的な解決策を許容可能なコストで提供するためであった(IAS36, BC131D)。このように、IASBは、のれんを減耗性資産として捉えたうえで、償却処理の妥当性、また他の減耗性資産との整合性、そして、コストと実行可能性の観点から償却処理の採用を検討していた。

ところが、IASBは、のれんの耐用年数及び消費パターンを信頼性をもって決定することは困難であり、特定の期間にわたる償却は、単なる恣意的な見積りになるという理由から①の方法を棄却し、結果的に②の非償却+減損テストを採用した。このように議論内容を覆し当初想定していたものとは全く異なる結論に至ったわけであるが、それには、当時、共同で基準開発を進めていたFASBの影響が大きい。

FASBは、SFAS142の改訂作業において、のれんの償却方法として以下の4つを提示し検討を行っていたが、最終的には④の非償却を採用した。

- ①即時に消去 (Immediate write-off)
- ②償却と非償却の混合 (A Mixture of Amortization and Non-amortization)
- ③償却処理 (Amortization)
- ④非償却処理 (Non-amortization)

①の方法は、取得日において一旦のれんを資産として計上した後、直ちに消去する方法である。だが、のれんは資産の定義を満たしていることから取得日現在で消去することは妥当ではない。よって、当該方法は却下された。FASBは、のれんの検討にあたり、のれんの一部は非減耗性の資

産（nonwasting）であり、不確定の耐用年数を有すると考えていたため、減耗資産に対しては償却を行い、それ以外の資産に対しては減損を適用する②の方法が、最も説得性を有するとしていた。それによると、のれんの額を「見分けられる要素」に配分し、キャッシュ・フローに貢献すると考えられる期間によって償却期間を決定することになる。不確定の耐用年数を有する部分については、償却をせず減損の対象となる（SFAS142, BC72）。このアプローチは、理論的には妥当性を有していたが実行可能性の面において問題があった。つまり、「見分けられる要素」を識別し、その要素にプレミアムを配分する際に多くの主観的判断を含んでいる点であった。また、耐用年数の決定においても主観性の介入を排除できないという問題があった。

③償却処理は、従来から妥当な処理方法と考えられてきた。すなわち、のれんは消費され自己創設のれんに置き換わる資産であるため償却すべきであるということ、のれんの償却期間を信頼可能な水準で予測できないのであれば、任意の期間にわたり償却することが実務的解決であるという点を論拠とする（SFAS142, BC74）。ただし、これに対しても一律の償却期間の償却を通して反映される情報の有用性に関する疑念を完全に払拭することはできなかった。

結局、FASBは、のれんとその他の資産を区別する点を精緻化する規定を設け④の処理を採用した。SFAS141及びSAFS142の公表に関しては、当時、プーリング法の廃止に対して産業界からの強い反対があり、議会の巻き込みでの激しい対立があったとされ（Ramanna, 2008）、プーリング法の廃止の受け入れとともに償却負担を回避できるのれんの減損処理を採用したことについては政治的な要因が強く働いたことも否定できない。

最終的に、減損処理の導入にあたりSFAS142は理論的な研究を踏まえ^②のれんを6つの要素に分解し（SFAS142, B, par.102）、コアのれん（core goodwill）とそれ以外ののれんの部分に分離する処理方法を提示した。さらに、コアのれん以外の部分については、「法規準」または「分離可能性規準」を適用し（SFAS141, par.39）、それらの要件を満たすものをのれんとは分離し無形資産として認識すべきとした。つまり、いわゆるのれんの中からその他の無形資産として認識できる部分を分離し、その他の無形資産をさらに「耐用年数があるもの」と「耐用年数がないもの」に分け、前者については償却処理を後者については非償却処理を適用しようとした。のれんのうちコアのれんとされた部分に対して減損処理を適用するという枠組みを提示した。だが、償却負担を回避したいという思惑の強い企業に対して、無形資産として償却性資産を識別し配分を要求する当該基準の適用にいかほどのインセンティブが働いたのかは不明である。むしろ無形資産を認識するよりもコアのれんとして計上する方が企業にとっては償却負担を回避することができ、望ましい結果が得られるためである。

^② のれんの本質に関する研究は、古くは、Nelson (1953), Catlett and Olson (1968), Ma and Hopkins (1988) などみられ、90年代には無形資産の増大に伴いTodd and Petrone (1998) などによってさらに進められてきた。

基準の適用後、のれんから無形資産を切り分けた企業がどれほどあったか、また、それによりFASBが狙いとした情報有用性は高まったのかどうかという点に関して多くの実証研究が示すところであるが、この点についても再検討を要するであろう。以下では、適用後レビューを取り上げ、現行制度適用からどのような問題が生じているかをみていくことにする。

II. IFRS3適用後レビュー

1. IFRS3適用後レビューとフィードバック

2004年のIFRS3の公表によるのれんの減損（非償却）処理がスタートしたわけであるが、IASBは、2013年7月から適用後レビューを開始し、IFRS3の適用が財務報告に与えている影響を財務諸表の作成者、投資者及び他の財務諸表利用者、市場規制当局、監査専門家、会計基準設定主体、評価専門家、研究者などさまざまな観点から評価を行った。これは、IASBの手続きに従ったものであり、新基準または重要な基準改訂については、発効されてから2年後に適用後レビュー（PIR）を実施することが求められている。レビューの目的は、新基準が期待されたとおり機能しているのか、目的を達成しているのか、財務報告を改善したのかを検討することにある³⁾。レビューによって追加的な措置が必要であると識別された論点は、その後IASBアジェンダに追加されるが、適用後レビューはそのためのプロセス及び要件となっている。

IASBは、適用後レビューの実施を2つのフェーズに分けており、第1フェーズでは、適用後レビューの主題に関連した論点の当初の評価とそれらの論点に関する利害関係者との協議（outreach）を通して問題点を明らかにした。そして、第2フェーズでは、この検討作業から適用に関する主要な質問を特定し、2014年1月に、「IFRS3適用後レビュー：IFRS第3号「企業結合」(Post-implementation Review : IFRS3 Business Combinations, Request for Information, 以下、RfIという)を公表し、現行ののれんの会計処理をめぐる適用上の諸問題に関する意見を広く募集した。RfIとしては公表された質問項目は以下のとおりである。

³⁾ PIRは、2007年にIFRS財団評議委員会によってIASBのデュー・プロセス要件の必須ステップとして追加されたものである。なお、企業結合に関するPIRは、2番目であり、最初にPIRが実施されたのは、IFRS第8号「事業セグメント」についてであった（2013年完了）。デュー・プロセス・ハンドブック（IFRS Foundation, IASB and IFRS Interpretations Committee, Due Process). <http://www.ifrs.org/DPOC/Documents/2013/Due-Process-Handbook-February-2013.pdf>（2015年10月10日閲覧）。

表2 PIRにおける情報要請事項 (Rf1)

質問1	回答者の経歴及び経験
質問2	事業の定義
質問3	企業結合における公正価値測定
質問4	のれん以外の無形資産の個別の識別及び負ののれんの会計処理
質問5	のれん及び耐用年数が特定できない無形資産の減損
質問6	非支配持分の会計処理
質問7	段階的取得及び支配の喪失の会計処理
質問8	開示
質問9	その他の事項
質問10	影響

(出所：IFRS (2014) Rf1をもとに作成した。)

のれんの償却に関連する質問としては、「5. のれん及び耐用年数が特定できない無形資産の減損」が該当する。IASBが、IFRS3においてのれんの減損処理アプローチを採用した理由は、のれんの原価配分（耐用年数や減少パターンなど予測不能な要因によって左右される）よりも減損処理による情報の方が利用者にとって有用であるという判断によるものであった。加えて、IAS第38号「無形資産」(IAS38)では、関連する要因に基づいて企業へ正味キャッシュ・インフローを生み出すと見込まれる期間について予見可能な限度がない場合には、無形資産は耐用年数を特定できないものとみなし、減損テストを適用することとした。そのため、上述の質問は、主に、のれんの減損テストによって得られる情報有用性を問うものとなっていた。

より詳細にみても、(a)のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について減損を毎年検討することから得られる情報は、どの程度有用であったか、またその理由はどのようなものか、(b)減損テストによって提供される情報について改善が必要と考えるか、(c)のれんまたは耐用年数が確定できない無形資産の減損テストにおける主要な適用上、監査上または執行上の課題は何か、また、その理由はどのようなものか、という項目に分けられている。

IASBは、これらの質問に対する回答を2015年6月に、IFRS第3号「企業結合」(Post-implementation Review (PIR) : IFRS3 Business Combinations, Report and Feedback Statement, 以下、フィードバック文書)として正式に公表した。それによると、減損モデルの再検討 (IAS36の見直しを含む) とのれんの事後の会計処理 (減損のみ適用アプローチと減損と償却アプローチなど) が検討すべき重要性の高い項目として挙げられていることからのれんの現行処理、とりわけ減損をめぐる再検討の必要性が窺える。

表3 RfIに対して寄せられた回答からの発見事項及び重要性

検討領域	重要性
のれんの減損テストの有効性及び複雑性	高
のれんの事後の会計処理（減損のみのアプローチと償却及び減損モデルの比較）	高
事業の定義の適用の困難さ	中/高
顧客関係やブランドといった無形資産の識別及び公正価値測定	中/高
被取得企業の事後の業績に関する情報	中
条件付対価の事後の会計処理の有用性	中
条件付対価及び偶発負債の公正価値測定	中
段階的取得及び支配の喪失の会計処理の有用性	中
非支配持分の測定	低
比較情報のプロフォーマ	低
負ののれんを純損益に認識することの有用性	低
売却株主が従業員となる場合の条件付き支払いの会計処理	低

(出所：IFRS (2015) Report and Feedback Statement, pp.8-10の表をもとに作成した。)

まず、減損テストの有効性及び複雑性に関して、IASBは、PIRの参加者の多くが、減損テストは複雑で、多くの時間と費用を有し、かつ重要な判断を伴うと考えていることを示している。これを受け、IASBは、IAS36をレビューし減損モデルの改善（簡素化する範囲の有無）を検討する可能性を示している（IASB, 2015, p.8）。

合わせて、のれんの減損アプローチまたは減損と償却モデル（amortisation and impairment model）に関しても重要性の高い項目としている。具体的には、①どのように減損のみアプローチを改善し、懸念事項に対応するか、そして、②減損テストのみのアプローチが提供する情報を損なうことなく、償却及び減損モデルを開発することが可能かの2点を検討課題として示している（IASB, 2015, p.8）。

2. IFRS3適用後レビューの検討事項

このように適用後レビューを通してIASBは、のれんの減損モデル自体の問題点及びのれんの減損のみアプローチまたは減損と償却モデルをめぐる検討に再び取り組むことになったわけであるが、本節では、フィードバック文書から各処理方法に対する賛成意見及び反対意見の両方を取り上げみていくことにする。

まず、減損のみアプローチに賛成する意見としては、投資家側からのものが多く、その多くは情報有用性の点で優れていることを支持理由としている（IASB, 2015, p.21）。減損モデルによって提供される情報には、確認価値（confirmative Value）があり、以下のような点において有用であるとされる。

- (a) 取得の対価に基づいているため有用であり、また、投下資本利益率を計算する際に有用とみている。
- (b) 経営管理者を評価する際に役立つ。
- (c) 取得が期待通りに作用しているかを確認する際の助けとなる。

けれども他方で、減損モデルの複雑性や時間や費用がかかる点、また重要な判断事項を含んでいる点に関連して懸念もみられる（IASB, 2015, p.21）。たとえば、使用価値を算定する際の税引前割引率の決定が非常に困難であることや使用価値の見積りの際の主観性の高さなどがある。また、減損が生じるタイミングと減損損失が財務諸表において認識されるタイミングに「ラグ」がみられると多くの人が認識していることも問題点として指摘されている。さらには、減損が生じていないにも関わらず毎年行わなければならないことによる多大なコスト負担などである。

一方、減損のみアプローチには反対で償却再導入を支持する投資家の見解は次のとおりであった（IASB, 2015, p.21）。

- (a) 企業結合で取得したのれんは自己創設のれんに貢献し、いずれ置き換わるものである。
- (b) のれんの償却期間の見積もりは可能であり、その他の無形資産の償却期間を見積もることほど困難ではない。
- (c) のれんは支払われたものであるため、遅かれ早かれ損益に影響を及ぼす。
- (d) のれんの償却は、減損テストに比べ損益計算における変動が生じない。
- (e) のれんの償却によれば、のれんも無形資産もいずれも償却されることから無形資産の識別に関するプレッシャーが少なくて済む。

IASBは、フィードバック文書のなかで、減損と償却を求める提言が多かったと指摘していることから償却処理の再導入を求める声が大いことがわかる。また、それと同時に、減損のみのアプローチに対する懸念の多さも償却処理の再検討を推し進めることになった様子が窺える。減損テストの適用における恣意性の問題に関しては、学術的な研究も進められているが、経営者の自由裁量を指摘するものもあれば、一方で、株価との関連性を指摘しているものもあり有用性に関する明確な結論は出されていない（IASB, 2015, p.21）。

このような意見を受けてIFRSは、前述したように、減損のみアプローチの改善、現行の情報有用性を損なわずに償却及び減損モデルを開発することの2点を検討課題として示したが、さらに具体的には、以下の項目が検討内容として示されている（IASB, 2015, p.21）。

- (a) 寄せられた回答と学術研究の検証結果との間になぜ差が生じているのか理解すること。
- (b) 減損のみアプローチによって生じる問題を分析すること。
- (c) いくつかの問題は規定の不十分な適用によって生じているものなのかどうかを理解すること。
- (d) 減損のみアプローチとそれに関する何らかの修正とのコストベネフィットのトレードオフ関

係について検討すること。

2015年6月にフォードバック文書が公表されるよりも以前の2月20日の会合においてすでに、IASBは、のれんの減損テストの改善、事業の定義の見直し、のれんの事後処理（減損のみアプローチと減損と償却モデルの目的適合性からの検討）、顧客関係やブランド名などの無形資産の識別及び公正価値評価についての4点をアジェンダに追加することを公表している⁽⁴⁾。このことから、今後、IASBではのれんの減損モデル自体の見直しはさることながら償却処理を含めた本格的なのれんの処理の見直しに向けた動きが開始されると思われる。

Ⅲ. 償却処理の適用をめぐる再検討

1. ASBJとEFRAG, OICによるのれん償却処理再導入の検討

IASBにおけるPIRへの取り組みとほぼ同じ時期に、のれんの再検討の必要性に関する共通見解が欧州、日本及びその他の地域にあることが明らかになった。これを受け2014年7月22日に企業会計基準委員会（ASBJ）と欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、イタリアの会計基準設定主体（OIC）は、のれんの会計処理と開示の在り方に関するグローバルな議論に寄与することを目的にディスカッション・ペーパー（DP）「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示—」（Should Goodwill Still Not Be Amortized?）を公表した⁽⁵⁾。

当グループは、第一段階として減損のみアプローチがもたらす情報の有用性及び減損のみアプローチを適用する際の情報の作成と監査に関わる課題に関する見解を求めるため2012年にアンケート調査を実施し⁽⁶⁾、そこから次のような点を浮き彫りにしている。

第一に、減損のみアプローチによる情報の有用性を疑問視する声である。すなわち、のれんに何が含まれているかは不明確であり、またその算定に信頼性がなく、情報の不確実性が指摘されていた。また、情報有用性を高めるためには、のれんの償却と減損テストの両方を用いるべきとの見解もみられた（DP, par.19）。さらに、減損損失の情報内容は、確認価値（確認価値と予測価値の両方ではなく）しか有していない点で十分ではないこと、また、減損のみアプローチは、自己創設のれんが認識される結果となるため概念的な欠陥があることも指摘されていた（DP, pars.22-33, par.41）。

⁽⁴⁾ IASB UPDATE, <http://media.ifrs.org/2015/IASB/February/IASB-Update-February-2015.html#9>, 2015, February.

⁽⁵⁾ 当該DPは、IASBが基準設定に関する取り組みを正式に検討する前に、この重要な主題に関して議論を促進させることを同時に目的とするものであった。

⁽⁶⁾ リサーチ・グループは、2012年のクアラルンプールでの会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議においてリサーチ・プロジェクト計画を提示した。当該プロジェクトの第一段階として、OIC及びEFRAGは国際的なアンケート調査を実施した。また、ASBJは、これに関して国内でのアンケートを実施した。

第二に、作成者及び監査人による減損テストに対する懸念の存在であった。IAS36に従った減損テストは、仮定を用いることから主観的判断が介入し、したがってその情報は利用者にとって目的適合的ではないと指摘されている。また、IAS36に従うためのコストは多大であり、とりわけのれんの回収可能価額の見積りの方がのれんの消費パターン（耐用年数の見積りを含む）よりも困難で負担が大きいと考えていると述べられていた（DP, par.42）。

第三に、一部の人からは、減損のみアプローチが金融危機の一因になった可能性がある点が指摘されている。つまり、現在のアプローチでは、取得したのれんの毎年の消費を描写することができないため減損損失の計上が遅れる結果になり、それが金融危機の引き金となったとされる。ただ、この点に関してのれんの償却がどれほど有益かは判断が分かれている（DP, par.43）。

このアンケート結果を受けてリサーチ・グループは、のれんの会計処理の変更（償却の再導入を含む）、減損テストの規定の改善⁷⁾、IAS36における開示規定の改善⁸⁾を順に取り上げ検討している（DP, par.45）。ここで特筆すべきは、検討項目としてのれんの償却処理の再導入についての提言が含まれていることである。償却を再導入することは決して堅牢な減損モデル及びその厳格な適用、適切な開示規定にとって代わるものではない（DP, par.87）としながらものれんの償却処理の再導入を強く提言し、現行の減損モデルを維持しつつ償却処理を求める見解を示している。

以下では、リサーチ・グループがこのように償却処理の再導入を求める論拠についてみていくことにする。リサーチ・グループは、のれんの処理方法として4つのアプローチを挙げ検討しているが、特に、償却処理との関係で検討対象となるのは(a)と(d)のアプローチである⁹⁾。

- (a) 「識別可能要素」アプローチ（のれんを別々の要素に区分し、それらに別々の処理を適用する）
- (b) 「直接償却」アプローチ（取得日にのれんを直ちに純損益に計上）

⁷⁾ 減損テストの改善に関する検討は、IAS36における規定への改善を中心に第3章：現行の減損テストの改善（Chapter.3:Improvements in the existing impairment test）においてなされている。ただし、リサーチ・グループは、のれんの償却を再導入した場合であっても減損テストを維持する必要があるとしている（DP, par.120）。

⁸⁾ IAS36における開示の改善については第4章において取り上げ検討されている（Chapter.4:Improvements to disclose in IAS36）。

⁹⁾ (b)及び(c)については、以下の理由から棄却された。(b)「直接償却」(純損益に計上)アプローチについてであるが、こちらの方法も否定している。純損益に計上を考慮するに辺り、のれんの資産性に関する検討が避けては通れない。剰余金と相殺するなど直接償却を支持するFRS10などの見解によれば、のれんの性質が不明確であることを理由にその資産が否定されている。だが、リサーチ・グループは、のれんは主に「コアのれん」で構成されると推定しており、そのため資産の定義を満たすと主張し、「直接償却」アプローチを否定している（DP, pars.65-66）。(c)の資本に計上する方法についても上記と同様にのれんを資産と考えることから不適切であるとして当該方法を棄却している（DP, par.70）。リサーチ・グループは、直接償却アプローチの欠点について以下のように指摘している（DP, pars.73）。のれんが当初に価値を有する場合に、のれんが瞬時に無価値になるような事象がその後には生じる可能性は、異常災害以外はほとんどない。当初認識後にのれんに関して不確実性があるが、こうした不確実性は、のれんに特有のものではない。取得企業の利益がその後の期間（取得した事業の全部または一部が減損しているまたは処分される期間を含む）において水増しされることになり、財務諸表利用者は関連性のある開示がないと誤解する可能性がある。多くの人々は、これは財務情報の有用性を低下させると考えている。

(c) 「直接償却」アプローチ（取得日にのれんを直ちに資本に計上）

(d) 「償却及び減損」アプローチ

(a)については、IFRS3の結論の根拠を援用し、「コアのれん」とその他の要素を識別すること自体は可能としながらも、識別可能要素を特定する際に数多くの主観的な判断が伴うことを指摘している（BD, par.56）。また、過大支払部分を識別するためには、独立した専門家による評価などに頼ることから、第三者の評価を要求することの便益自体がコスト以上には得られない点を挙げて当該アプローチを却下している（BD, pars.55-57）。このことから、リサーチ・グループは、IFRS3やSFAS141で提示されたのれんの内容の精緻化とのれんを非減耗性資産とみる捉え方に対して否定的な立場にあることがわかる。

最終的にリサーチ・グループは、(d)「償却及び減損」アプローチを採用しているが、多くの場合「コアのれん」は、他者との競争を通じて時の経過とともに減少すると想定されることを論拠にしている（DP, par.74）。すなわち、EFRAGの基本的な考え方としては、のれんは時の経過に応じて消費されるものとの見方を採用している。また、コアのれんについても減耗性資産であるとの見方を示している点は注目すべきである。

その他にも、のれんの償却を支持する見解としては、次のようなものがある。第一に、自己創設のれんの非計上との整合性を主張する論拠である。すなわち、取得したのれんは、時の経過に応じて費消され、自己創設のれんに置き換わる資産である。取得したのれんがその後の期間にわたり償却されない限り、企業結合後の期間に財務諸表へ費用と収益の間の対応関係を反映することができないため、取得取引に関する経済的実態を財務諸表に反映することができないという指摘である。第二に、耐用年数の合理的な見積り可能性を論拠にのれんの償却の妥当性が主張されている。つまり、取得したのれんの耐用年数、または、のれんが減少するパターンを正確に予測できないとしても、減価償却が要求されている有形固定資産にも同様の主張が当てはまることを指摘している。

これに対して償却否定の側からすると、取得したのれんの耐用年数及びそれが減少するパターンは、一般的に予測困難であり、何らかの特定の期間にわたる償却費は、取得したのれんの当該期間中の消費の恣意的な見積りに過ぎないことや、さらに、そのような償却費の情報有用性の低さが反論理由として挙げられている。多くのアナリストは、のれんの償却費を分析の際に無視していることや、多くの企業は、事業業績の測定の際にのれんの償却費を無視していることを例に提供される情報の有用性の低さを指摘する見解がみられる（DP, par.83）。

上述のように、償却処理の導入に際し問題となるのは、のれんの償却期間の見積りの合理性に関してであることがわかる。この点について、リサーチ・グループは、のれんの減少のスピードや合理的な期間算定の可能性についてある程度合理的に期間を算定することが可能であることを

先行研究を用いながら主張している（DP, par.80）。また、企業は、通常、投資が回収される期間（または回収期間）に関して深い議論や分析を行っており、これは超過収益力を見積るためのよい出発点になるとされる（DP, par.81）。これらの点から償却期間の合理的な推定可能性を示し、償却処理の合理性を示している。

ただし、その期間に関してはAPB17が公表された時代と現在の企業の環境が大きくことなることを考えると40年という期間は長すぎであり、企業の経営環境を考慮すれば（特にITビジネス）、20年でも多くのケースでは、長すぎであろうと指摘する。さらに、償却期間の決定に関して以下のような詳細な規定を設け慎重に決定されるべき姿勢が示されている（DP, par.84）。

- (a) のれんは、企業結合から認識されるのれんの効果が発現すると見込まれる期間にわたり償却すべきであるという包括的な原則を設け、そのうえで、次のような詳細な設定プロセスが設けられている。
- (b) 企業は、評価の基礎を利用可能な関連のある情報（現在の状況及び合理的で裏付け可能な予測に関する情報を含む）に置くが、企業結合から認識されるのれんの効果が生じると見込まれる期間に影響を与える状況である客観的な証拠をより重視することを要求する。
- (c) 償却期間を決定する際に、企業は通常、以下の諸要因を考慮することになるというガイダンスを示す。
 - (i) 取得された事業が単独の事業としてより高い収益力を獲得すると取得企業が予想するその期間。さらに、状況に応じて、取得企業と被取得企業の純資産及び事業の結合によってもたらされるシナジーやその他の便益が実現する期間についても考慮する。こうした要因の考慮は、取得企業がより高い収益力を獲得する能力の現在価値を企業が算定する際に仮にターミナル・バリューを使用したとしても、企業は償却期間が確定できないと推定すべきであることを意味するものではない。
 - (ii) 企業結合に係る投資の予想回収期間。これは、通常、企業結合が実施される際に見積もられる。投資の回収期間は必ずしも償却期間の定義を充たさず、企業は、償却期間を決定する際に適切な調整が必要である。
 - (iii) 使用から企業が将来キャッシュ・フローを得ると見込まれる主たる識別可能な長期性有形資産（無形資産を含む）である主要な資産の耐用年数（または資産グループの加重平均耐用年数）。企業の事業がある特定の資産（または資産グループ）に大きく依存し、超過収益力が消滅する期間と当該特定資産（または資産グループ）の耐用年数または資産の加重平均耐用年数との間に合理的な相関関係がある場合には、特に有効かもしれない。
- (d) 企業結合以後の技術、経済的な革新、または製品またはサービスに対する市場の需要（両方も、すでに発生しているかまたは将来に合理的に発生が見込まれるもの）の著しい変化が

あったかどうかを考慮し、必要と判断された場合には、企業が償却期間を再検討することを要求する。

また、リサーチ・グループは、償却期間は、一定の最長年数（たとえば10年や20年など）を超えるべきではないという反証可能な推定を設けることには賛成している（DP, par.81(b)(c)）。

以上のようにリサーチ・グループは、のれんの償却期間に関してより詳細な規定を設けながら合理的な償却期間設定可能性を説いたうえで償却処理と減損処理アプローチの論拠としている。すなわち、のれんの償却は、企業結合で取得した経済的資源の一定期間にわたる消費を合理的に反映するものであり、適切なレベルの検証可能性と信頼性をもって適用することが可能であることを主張している。取得によってもたらされる便益の実際の消費パターンは、予測が困難であり、一定期間にわたり消費されるものではないことを認識したうえで、定額法による規則的な償却は、全体として忠実な実現とコストの間での適切なバランスが達成されると述べ（par.86）のれんの償却の再導入を強く提言している。

2. ASBJとEFRAG, OICによる提言に対する反応

先のDPによる提言に対して広く意見を募集し29通のコメントレターが寄せられ、ASBJとEFRAG, OICは、それらの結果を2015年2月に「フィードバック文書「のれんはなお償却しなくてよいのか—のれんの会計処理に関する開示」への回答」（EFRAG, ASBJ, OIC, FEEDBACK STATEMENT, Response to the Discussion Paper, Should Goodwill Still Not Be Amortized?, Accounting and Disclosure For Goodwill, 以下、フィードバック文書という）として公表した。

それによると、DPの提案であるのれんの償却の再導入に対して大半の同意の意見が得られ、減損のみアプローチを支持したものは少数であったことが示されている。フィードバック文書によれば、回答者の66%はのれんの償却アプローチを支持し、両方のモデルを検討すべきとするものは、24%、減損のみアプローチを支持するものはたったの10%であることがわかった（フィードバック文書, p.5）。とりわけ、作成者側からこの意見が多かったようである。また、コストと便益の観点からも償却処理を再導入するのが望ましいとしている。

償却期間については、主観性及び判断レベルに関しては減損テストの場合よりは高くはないことから概ね受け入れ（フィードバック文書, p.8）、最長償却期間を設けるべきかに関しては意見が分かれたが、償却期間を設定する際のガイダンスをIASBは策定すべきとの見解がみられた（フィードバック文書, p.9）。また、特にIASBがのれんの償却の再導入を行う場合には、無形資産を区別して識別する規定を再検討することを要求していることがわかった（フィードバック文書, p.14）。

フィードバック文書の結果から、作成者側においてはのれんは減耗性資産であるという感覚がなじみやすく、さらに、減損テストのコストや主観的判断よりも償却処理の便宜性を好む様子が

みえてくる。他方、利用者側においては、のれんの減損アプローチを選好する傾向がみられた。この方法を支持する割合は、全体に対して10%と少数ではあるものの、投資者側からの情報要求は非常に強く存在していることもまた事実であることがわかる。投資家の立場からすれば、のれんは、投資の判断・評価のうえで重要な判断材料となり、反対に償却費は判断の邪魔にしかならないという見方が存在している。いずれにしても、利用者及び作成者など見解は大きく分かれていることは明確であり、かつ、のれんの償却の再導入を支持する多くの声が存在することが明らかにされたことは大きな発見であろう。これにより、今後、償却処理を含め処理の再検討を推し進める十分な要因が提示されたことになる。

3. ASUにおけるのれん償却処理の容認

のれんの償却処理に関する議論が活性化するなか、近年、償却処理を容認するある決定がなされた。当該決定が米国におけるものであったことで益々関心が高まっている。2014年1月に米国財務会計基準審議会（FASB）は、会計基準更新書（Accounting Standards Update, 以下、ASUという）No.2014-2「無形資産—のれん及びその他（トピック350）、のれんの会計処理」を公表した（Update No.2014-2- Intangibles - Goodwill and Other Topic350）: Accounting for Goodwill (A Consensus of the Private Company Council, 以下、ASU2014-2)。今回のASUの公表における大きな改訂点は、非公開会社（The Private Company Council, 以下、PCCという）において、代替的な処理としてののれんの償却が認められたことである。これにより、非公開会社においては、のれんを定額法によって10年もしくは、より適切な期間が見積可能な場合には10年以内に償却処理することが可能となった（350-20-35-63）。当該措置を容認した理由は、非公開社に対する財務諸表作成コストや複雑性の簡素化という狙いが大きかったこともあるが、理論的にも償却処理の妥当性の主張がみられる。

今回の改訂でFASBがのれんの償却を選択適用できることとした背景として、第一に、非公開会社の財務諸表の利用者の多くは、のれん及びのれんに関する減損損失を無視して非公開会社の財政状態及び経営成績の分析を行なっていることが指摘されている（BC8）。つまり、非公開会社の多くの財務諸表利用者は、のれんの減損コストを除外し、有形固定資産額、キャッシュ・フローの額、または、もしくは、EBITDA（税金等控除前利益）に着目しているとされる（BC9）。

第二に、財務諸表の作成者や監査人からは、のれんの減損テストの実施に係るコストと複雑性に関する懸念が示されていることが挙げられている。さらに、減損テストのコストに関しては非公開会社の利用者も、近年、審議会が減損テストのコスト削減を図ろうとしていることを認識しており、同時にコスト削減が不十分であることを認識している（BC9）。それゆえ、利用者にとって意思決定に有用な情報を損なうことなく、作成者にとってコストと複雑性を大幅に削減する代替的な会計処理を認めたとされている（ASU2014-2, par.4）。利用者側の情報有用性の確保と作成

者の作成コストの削減の狙いの両方の目的を達成できる点でのれんの償却処理は妥当性を有していたのである。

第三に、のれんの償却モデルは、概念的には減損モデルほど堅牢ではないかもしれないが、財務諸表利用者は経営成績を分析する際にそもそものれんを除外していることから償却モデルを採用した場合でもさほど影響はないとしている。そして、のれんの償却費もまた分析においては除外されるであろうが、単純化されたモデルは、財務諸表作成におけるコストと複雑性を大幅に削減するという点においては償却モデルを採用する理由が十分にあることを指摘している。また、償却モデルは中小企業のIFRS基準とも整合性を有している（BC14）。

上記の項目は、情報提供に関する作成者及び利用者のコストベネフィットに関連した論拠であったが、他方でのれんの性質に着目する観点からも償却説の妥当性を主張する意見もみられた。すなわち、のれんの償却を支持する積極的な論拠として自己創設のれんの計上が不可とされていることとの整合性が指摘されている。のれんの償却を支持する人の見解によれば、取得のれんは、価値が費消される資産であり、自己創設のれんに取って替わるものと考えられる。したがって、取得のれんは償却されるべきであり、取って替わる自己創設のれんは、資産として認識されるべきではないと考える（BC15）。そのため、現行の減損テストのみの方法よりも償却処理と減損テストを組み合わせた処理方法の方がのれんをよりよく表示することになるとしている。

その際、償却期間の予測が問題となるが、それについてもその他の資産も同様の問題を抱えているが償却処理を採用していることを挙げている。そのため、その他の償却資産と同様にのれんの償却期間についても信頼性をもって見積ることが可能としている。当初資産（primary assets）は、取得によってもたらされるキャッシュ・フローの期待される期間を表しているものではないと指摘する。つまり、5年の技術革新が当初の資産から予想されたとしても取得からもたらされるキャッシュ・フローは5年を超えるであろうし、また、同等の価値を有しているが耐用年数が異なる複数の資産を企業結合で取得した場合に取得当初の資産を識別することは困難となる。このような複雑性を伴うことから、のれんの耐用年数を償却期間決定の基準とするよりも一定の期間を設けた方がより適当であるとしている（BC16）。そこで10年もしくは10年以内の期間が設定された。これは、企業結合で取得した資産及び負債の重要な部分は、一般的に、10年後までに完全に使用される、または履行されると考えられるためとしている。たとえば、事業が年3%で成長すると仮定して、割引率が15%の場合には、キャッシュ・フローの現在価値の約70%が最初の10年間で創出されるという計算を根拠にしている（BC17）。

このような改訂の背景には、非公開会社が抱える財務諸表の作成コストや複雑性の削減と財務諸表利用者の要望の両方を両立させる要請にこたえるものではあったが、理論的な面からのれんの償却処理の妥当性を検討し容認している。同様の関心事項は前項のIFRS3適用後レビューに

においても問題とされている内容と重複している点が見られる。今回は非公開会社という情報有用性よりも処理の実務負担を優先する場面での決定であったわけであるが、このような検討結果が上場企業におけるのれんの事後処理に関していかなる影響を及ぼすのか、FASBの見解が気になるところである。さらに、FASBは、償却処理に関して非公開会社にとどまらず公開会社における適用にも拡大する可能性を検討するとしてアジェンダに加えている点は大変興味深い。

おわりに

のれんの償却処理を廃止し減損のみアプローチを適用してから長い年月が経過した。のれんを「コアのれん」とさらに認識可能な無形資産に分離する方法は、無形資産項目の重要性の高まりと、貸借対照表を重視する会計観の台頭を背景に情報有用性を重視する目的で導入された方法であった。

ところが、近年においては、減損アプローチの適用に関して多くの問題が見られるようになってきた。たとえば、計算仮定における主観的判断の介入や減損テストの実施時期に関する経営者の意向など減損モデル自体の問題点、そして、減損テストを実施するうえでのコスト負担の問題点など内包された問題点は減損モデルに対する多くの不振を生み出した。そして、そのような諸問題は、今回のIFRS適用後レビューを通して明らかになった。

また、のれんの減損モデルへの懸念と同時に一度は姿を消したのれんの償却処理が再び検討事項として浮上してきていることを示したが、この点は大変興味深い。IASBは、RFIに対するフィードバックを通して減損モデルに対する改善と償却処理をも含めた再検討を重要性の高い項目として示した。さらに、のれんの償却処理の再導入を求める動きはASBJを含む欧州関係者からも提出されていることから世界的にも広く見直しが迫られている様子が窺えた。投資家または作成者のいずれの観点によるかで意見も異なり多様な見解が存在すると同時に、他方で理論的にあるべき処理方法と実務的適用可能性の観点からはまた結論も異なり、両方がのれんの議論を複雑化させている。

減損モデルの情報有用性の見直しと合わせて償却処理の合理性が検討課題となる。その際、鍵となるのは、いかに償却処理の合理性を担保するかであろう。近年、FASBが非公開会社に対して償却処理を認めたことも償却処理再導入に向けどのように影響するか、のれんの会計処理をめぐる今後の各国の動向が注目される。

参考文献

- Catlett G.R. and Olsen N.O. (1968), “Accounting For Goodwill”, Accounting Research Study No.10.
- EFRAG, ASBJ, OIC (2014), Discussion Paper, Should Goodwill Still Not Be Amortized?, Accounting and Discloser For Goodwill, July.
- EFRAG, ASBJ, OIC (2015), FEEDBACK STATEMENT, Response to the Discussion Paper, Should Goodwill Still Not Be Amortized?, Accounting and Discloser For Goodwill, February.
- FASB (2001), Statement of Financial Accounting Standard No.141, *Business Combinations*.
- FASB (2001), Statement of Financial Accounting Standard No.142, *Goodwill and Other Intangible Assets*.
- FASB (2014), Update No.2014-2 -Intangibles- Goodwill and Other Topic350 : Accounting for Goodwill (A Consensus of the Private Company Council).
- IASB (2004), International Accounting Standard 36, “Impairment of Assets” and Basis for Conclusion.
- IASB (2014), Post-implementation Review: IFRS3 Business Combinations, Request for Information, January.
- IASB (2015), Post-implementation Review: IFRS3 Business Combinations, Report and Feedback Statement, June.
- IFRS Foundation (2007), IASB and IFRS Interpretations Committee, Due Process.
- Johnson L.T. and Petrone K. R. (1999), “Why Eliminate the pooling Method”, FASB Viewpoint from Status report.
- Ma, R. and R. Hopkins (1988), “Goodwill - An Example of Puzzle-Solving in Accounting” *ABACUS*, Vol.24, No.1.
- Nelson R.H (1953), “The Momentum Theory of Goodwill”, *The Accounting Review*, October.
- Ramanna, K. (2008), “The Implications of Unverifiable Fair-Value Accounting: Evidence from the Political Economy of Goodwill Accounting”, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.45., pp.253-281.
- 企業会計基準委員会 (2014), 「実務対応報告第18号の見直し—米国会計基準（非公開会社）のれんの代替的処理（償却）の検討—」